

苦情処理会議の解釈をめぐる

団交拒否！

まさに労使関係の形骸化だ！

苦情処理会議の「非公開」について

会社の認識を押し付けるな！

認識が違うのだから団対交渉をすべきだ！

3月5日、申第25号（労働協約の解釈に対する団体交渉の申し入れ）の取扱いについて幹事間で説明がありました。

この申し入れは、基本協約に記載されている、苦情処理会議の「非公開」の解釈について労使に認識の違いがあるため、そのことについて団体交渉を行うよう申し入れたものです。しかし会社は、団交を拒否し会社の解釈・見解を一方的に押し付けるだけでした。

認識が違うのだから、団体交渉を開催して認識の一致をはかることは、当たり前のことです。しかし、それを拒否し一方的に会社の認識を押し付けることは、基本協約の信義誠実の原則に反することです。私たちはこのような暴挙を断じて許しません。組合からは、改めて基本協約にある苦情処理会議の「非公開」ということに関する認識は、あくまで苦情処理会議の「場所」＝会議そのものを公開しないという認識であることを通告しました。

会社との主なやりとり

会社：労働協約の認識について協議するために、団体交渉を開催する必要はないと考えている。団体交渉は基本協約の定めに従って適切に開催している。

苦情処理会議を非公開としてきたのは、組合員がプライバシーを損なうなどの不安を抱き、苦情の申告をためらうなど苦情処理制度に支障を来すおそれがある

るからである。過去において、苦情処理会議の内容が公開されることなく、これは労使間の共通認識となっていると理解している。これまで苦情処理会議が公開されたことはない。

組合：そのような認識は持っていない。会社が一方的に撤去した掲示については、むしろ本人が出していいと言っているのだから、何ら問題はない。嫌がる人の情報を出したことはない。これまでも、本人と相談の上、内容を明らかにする掲示について出してきたことはある。共通認識というのは事実が違う。

会社：他労組を含めて、掲示を見た人が情報を出されるのを嫌がり、苦情処理を躊躇する人が出る。他の労組の人が影響を受けるかもしれない。

組合：そのようなことはない。申し入れにも書いたが、会社は裁判等において、苦情処理会議の内容を証拠類として提出したり、証言したりしている。

会社：苦情処理会議の内容を掲示することと、裁判所や労働委員会において合理的な範囲で主張、立証することは全く次元が違う。

組合：裁判での証拠だろうが何だろうが、一般に公開されることになる。次元は関係ない。だから一方的な解釈だというのだ。労働協約の解釈をめぐり労使間で対立しているのだから、団体交渉を開催して十分議論を行うべきである。

会社：そのような考えはない。

組合：団交を行わないことを確認する。また、認識が異なっているから団交で議論すべきだ言っているのだ。団交拒否をするのか。団交を開催に対する対立を通告する。

以 上